・受託工事において共同企業体により競争を行わせる場合 の特例について

(平16.7.1付34-11)

総務人事・業務企画等担当理事 経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて 各支社長

各地域支社長

標記について、「建設工事における共同企業体の取扱いについて」(平16.7.1付34-7。以下「本通達」という。)第4の3(1)の規定に基づき、当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

なお、工事施工の受託に当たって、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合にあっては、極力、本通達第2の規定により行うものとし、下記による場合は、業務執行上特段の理由がある場合に限られることとするので、念のため申し添える。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

- 1 本通達第2の1(1)ハの規定については、「5億円」を「3億円」と読み 替えて適用することができるものとする。
- 2 本通達第2の1(2)の規定については、「特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるもの」を「確実かつ円滑な施工を図るため必要があると認められるもの」と読み替えて適用することができるものとする。
- 3 本通達2の2(2)ロの本文の規定について、最上位等級に属さない登録業者が5億円以上の規模の工事を単体で施工するものとして発注標準金額を定めている工事種別にあっては、「第2順位等級」を「第3順位等級」と読み替えて適用することができるものとする。

以上